

新型コロナウイルス感染症に伴う宮古島市家賃支援助成金募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宮古島市内の事業者において、事務所又は店舗の賃料を助成し、その経営を支援することを目的とする。

2. 応募資格要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 本市に自宅以外で事務所又は店舗を有し、賃料を支払っている者
- 2) 本市に自宅兼事務所又は店舗を有し、賃料を支払っている者
- 3) 令和3年2月28日までに賃貸借契約を結んでいる者
- 4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
 - エ 役員のうち暴力団員等がいる法人
- 5) 交付申請日以降も宮古島市内で事業継続する意志がある者

3. 助成金の額

- 1) 自宅以外に事務所又は店舗を有している場合は、1事務所（1店舗）あたり賃料3ヶ月分上限20万円とする。
- 2) 自宅兼事務所又は店舗で賃料を支払っている場合は、賃料半額の3ヶ月分上限10万円とする。
- 3) 上記の算出により発生した1千円未満は切り捨てとする。

4. 助成金の対象外

次の者は、助成金の対象外とする。

- 1) 借地及び商品等を保管している倉庫等に係る賃料。
- 2) 宮古島市営業時間短縮要請協力金の交付を受けている者。

5. 提出書類等

- 1) 提出書類
 - 宮古島市家賃支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - 振込用通帳の口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できるページ（写し）

- 賃貸借開始時期及び月額賃料が明記されている賃貸借契約書（写し）
 - 令和3年3月分の賃料の領収書又は支払いが確認出来る通帳（写し）
*複数の事務所又は店舗を有する場合は、それぞれの賃貸借契約書及び令和3年3月分の支払いが確認出来る領収書等（写し）
 - 事業を行っていることが分かるもの（令和2年分の確定申告書もしくは開業届の写し）
 - 事務所や店舗の外観（店名が確認できるもの）及び内観がわかるもの。
*写真や自社のホームページを印刷したもの。
- 2) 受付期間 令和3年4月1日（木）から令和3年5月31日（月）（延長しました。）
- 3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課（0980-73-2690）
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地 2階
- 4) 提出部数 1部
- 5) 提出方法 **郵送**（受付期間最終日消印有効）*コロナ感染拡大防止のため。
※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 事務所や店舗の所在について、関係課へ照会を行う場合がある
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- 3) 提出された書類は返却しない
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合がある
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある